



金 沢 市 公 報

第 2 7 7 2 号

平成25年(2013年)9月2日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目次	ページ
告 示	
地縁による団体の認可について (市民協働推進課)	1
生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	2
生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について (")	2
生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための施術を担当させる者の指定について (")	2
土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の解除について (環境指導課)	2

土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の解除について (")	3
公 告	
開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	3
金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局)	3
公営企業公告	
指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課)	3
下水道排水設備工事事業者の指定について (")	4

告 示

●金沢市告示第234号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年9月2日

金 沢 市 長 山 野 之 義

1 名称

金石今町町会

2 規約に定める目的

この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

3 区域

町の名称	地 番
金石西2丁目	165番、166番、168番、170番、172番、173番、175番～177番、181番～184番、187番～189番、195番～197番、211番、221番～236番、238番、252番、256番、265番2、622番2、635番、636番、653番2、657番～667番、670番、673番、674番、682番～685番、690番、693番、696番、758番、764番～770番、775番～779番、784番、786番～788番、795番1、795番2、799番1、801番2

4 主たる事務所

金沢市金石西2丁目9番19号

5 代表者の氏名及び住所

中野 明

金沢市金石西2丁目9番19号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無なし

- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定めた解散の事由
総会員の4分の3以上の同意による総会の議決
- 9 認可年月日
平成25年9月2日

●金沢市告示第235号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成25年9月2日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
まつした歯科医院	金沢市寺中町ホ4番地1	平成25年7月1日
やまと@ホームクリニック	金沢市西泉2丁目1番地	平成25年8月1日
無量寺あおぞら薬局	金沢市無量寺第2土地区画整理事業施行地区内10街区21番地	平成25年8月1日
てまり西泉薬局	金沢市西泉1丁目149番地1	平成25年8月1日

●金沢市告示第236号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成25年9月2日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
角家医院	金沢市本多町1丁目11番7号	平成25年6月30日
井東歯科医院	金沢市諸江町30番1号 アルブラザ金沢2F	平成25年7月31日

●金沢市告示第237号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成25年9月2日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		指定年月日
	名 称	所 在 地	
高橋 真哉	こころ接骨院	金沢市松村3丁目326番地	平成25年8月1日

●金沢市告示第238号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、同項に規定する要措置区域の全部について同

条第1項の指定を次のとおり解除するので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により告示します。

平成25年9月2日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 指定を解除する要措置区域
金沢市宝町1番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 3 講じた措置
土壤汚染の除去

●金沢市告示第239号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、同項に規定する形質変更時要届出区域の全部について同条第1項の指定を次のとおり解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示します。

平成25年9月2日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
金沢市宝町1番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 講じた措置
土壤汚染の除去

公 告

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成25年9月2日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市米泉町6丁目15番1から15番11まで	金沢市四十万4丁目127番地2 株式会社アスティ 代表取締役 坂田 由紀	道路 金沢市米泉町6丁目15番4及び15番9

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めただので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成25年9月2日

金沢市長 山 野 之 義

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により、平成25年9月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条の規定により公告します。

平成25年9月2日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
548	株式会社ムカイ設備	金沢市下安原町東1373番地2

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定により、平成25年9月1日に次の者を下水道排水設備工事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成25年9月2日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
581	株式会社ムカイ設備	金沢市下安原町東1373番地2

平成25年(2013年)9月2日	印刷	発行人	金 沢 市
平成25年(2013年)9月2日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄